博物館法施行規則の一部を改正する省令

博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号中「第二条第二項」を「第二条第一項」に改める。

第十一条第一項第三号中「（日本の国籍を有しない者については、外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）の規定による登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書）」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十七号）の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間における改正後の博物館法施行規則第十一条第一項第三号の規定の適用については、同号中「住民票の写し」とあるのは、「住民票の写し（日本の国籍を有しない者にあっては、住民票の写し又は出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律第四条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）に規定する登録原票の写し若しくは登録原票記載事項証明書）」とする。

○環境省令第十九号

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十号）の施行に伴い、環境省関係鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月二十九日

環境大臣　細野　豪志

環境省関係鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令

環境省関係鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律施行規則（平成二十年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第二項中「第九条第五項」を「第九条第六項」に改める。

別記様式中「第９条第５項」を「第９条第６項」に改める。

附　則

この省令は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律附則第一項に掲げる規定の施行の日（平成二十四年六月三十日）から施行する。

告　示

○内閣府告示第百九十五号

災害対策基本法第二条第五号の規定により内閣総理大臣が指定する指定公共機関の件（昭和三十七年八月六日総理府告示第二十六号）の一部を次のように改正し、平成二十四年七月一日から施行する。

平成二十四年六月二十九日

内閣総理大臣　野田　佳彦

「関西国際空港株式会社」を「新関西国際空港株式会社」に改める。

○内閣府　外務省　国土交通省告示第一号

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十二号）附則第一条の規定に基づき、イラン産原油を輸送するタンカーに係る保険契約についての再保険の引受けが行われなくなると認められる日を定める告示を次のように定める。

平成二十四年六月二十九日

内閣総理大臣　野田　佳彦

外務大臣　玄葉光一郎

国土交通大臣　羽田雄一郎

イラン産原油を輸送するタンカーに係る保険契約についての再保険の引受けが行われなくなると認められる日を定める告示

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法附則第一条の内閣総理大臣、外務大臣及び国土交通大臣が告示する日は、平成二十四年七月一日とする。

○総務省告示第二百四十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年六月二十九日

総務大臣　川端　達夫

一　名称　現地支援調整所及び南スーダン派遣施設隊

二　国外派遣期間　平成二十四年七月一日から平成二十四年十月三十一日まで

三　派遣人数（概数）　三百六十人程度

四　派遣地域　南スーダン共和国及びウガンダ

○総務省告示第二百四十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年六月二十九日

総務大臣　川端　達夫

一　名称　平成二十四年度日米共同方面隊指揮所演習（米国）参加部隊

二　国外派遣期間　平成二十四年七月四日から平成二十四年七月二十三日まで

三　派遣人数（概数）　百二十人程度

四　派遣地域　アメリカ合衆国ハワイ州

○総務省告示第二百四十六号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第三項第二号の規定に基づき、平成十三年総務省告示第百五十二号（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条第三項第二号の規定に基づき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を指定した件）の一部を次のように改正し、平成二十四年七月一日から施行する。

平成二十四年六月二十九日

総務大臣　川端　達夫

表沖縄総合通信事務所の項中「那覇市東町二六番二九号」を「那覇市旭町一番九号」に改める。

○総務省告示第二百四十七号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第十八条第三項第二号の規定に基づき、平成十七年総務省告示第三百九十八号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第十八条第三項第二号の規定に基づき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を指定した件）の一部を次のように改正し、平成二十四年七月一日から施行する。

平成二十四年六月二十九日

総務大臣　川端　達夫

表沖縄総合通信事務所の項中「那覇市東町二六番二九号」を「那覇市旭町一番九号」に改める。

○総務省告示第二百四十八号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第百十三号（公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を定めた件）の一部を次のように改正し、平成二十四年七月一日から施行する。

平成二十四年六月二十九日

総務大臣　川端　達夫

表沖縄総合通信事務所総務課の項中「那覇市東町二六番二九号」を「那覇市旭町一番九号」に改める。

○法務省告示第二百五十九号

埼玉県熊谷市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十四年六月二十九日

法務大臣　滝　実

埼玉県熊谷市大字新堀六百七十九番地

北爪實之助

○法務省告示第二百六十号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号の規定に基づき、平成二十四年法務省告示第百二十六号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄（ニに係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月二十九日

法務大臣　滝　実

第二条の表ヘ中「年収」の下に「（当該外国人が指定された活動を行うため受け入れられる本邦の公私の機関から受ける報酬の年額をいう。以下この表において同じ。）」を加える。